

私たちはなぜ戦争を許さないのか

一人ひとりの個人を苦しめる

53

53

個人を苦しめる

- 個人の生命・身体・財産等の侵害
- 人間性を奪われる
 - 人の内面からやさしさと心を奪う
 - 憎しみの連鎖
- 女性の尊厳を奪う
- 学問、科学、医療などが本来の目的から逸脱
- 信仰心、内心の破壊
- 人を人でなくしてしまう

54

54

人間性を奪われる

- 戦争の目標は勝つことであり、その手段は、暴力、力である。そのため、人々も、力づくで事を決することが当たり前になり、やさしさや心という人間性の本質が奪われていく。
- そして、憎しみの連鎖が生まれる。

55

55

女性の尊厳を奪う

- 性奴隷、占領地での性的加害、子を産み育てる機械としての女性観など、女性の尊厳をないがしろにする発想が戦争にはついてまわる。
- 子を持つかどうかは自己決定権に関わる人権問題なのに、戦争は女性に兵士を生み育てることを仕事として強制し、国のために少子化対策の道具とされる。

56

56

95年の県民大会(8万5千人)

～繰り返された悲劇～

95年、12歳の少女が3人の海兵隊員に暴行される事件が起きた。由美子ちゃん事件を思い起こさせる非道な事件に、県民の怒りは爆発した。



57

信仰心、内心の破壊

- 軍事優先は、医療や科学のみならず、宗教にも及ぶ。人々の様々な信仰心を無視し、軍のために貢献することを強制し、異教徒として弾圧する。

59

59

学問、科学、医療などが本来の目的から逸脱

- 医療や科学は、本来ならば、人がより人間らしく、快適に生きることを実現するための分野である。
- ところが、戦争は、兵士・国を守るため、そして敵を効率よく殺すためにそれらを利用する。そして、科学を含めた学問のすべてが軍事優先となる。
- 挙国一致の歯車として政府から監視され、真理探究をめざす研究はできなくなり、戦争の役に立つ医療、科学、学問だけが、補助金などで奨励されるようになる。

58

58

人を人でなくしてしまう

- 日本軍の無謀な作戦と常軌を逸した残虐性
- 軍隊内暴力(パワハラ・セクハラ)・隷属関係
- インパール、ラバウルなどで行われたとされる人肉食。
- 中国、朝鮮半島等で行われた性暴力。
- 他民族蔑視
- シベリア抑留の実態も悲惨なもの。

60

60

私たちはなぜ戦争を許さないのか

社会を崩壊させてしまう

61

61

安全な社会生活を危険にさらす

- 戦争が始まれば、ミサイル攻撃、敵機による空襲、地上掃討などにより、安全だった普通の日常生活は一変し、爆弾や銃弾から身を守ることを余儀なくされる。特に、基地周辺の住民は、今まで安全に暮らしていた環境が、敵からの攻撃、テロの脅威にさらされる。

63

63

社会を崩壊させる

- 安全な社会生活を危険にさらす
- 軍事予算の拡大と社会保障の削減
→軍産学複合体
- 財政破綻と将来世代への負担
- 民間企業や市民の軍事徴用→徴兵制
- 差別、弾圧、格差の蔓延→社会の分断
- 力による支配の正当化
- 秘密保護法、マイナンバー、共謀罪
→国民は主体的な主権者から支配される客体へ

62

62

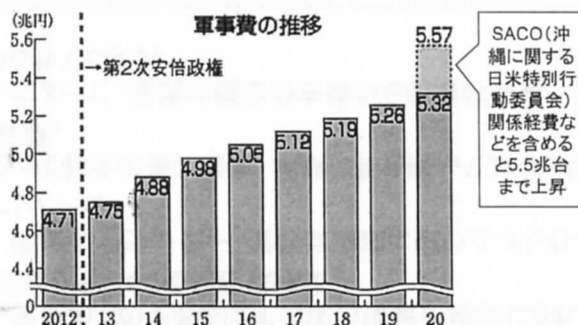
軍事予算の拡大と社会保障の削減

- 戦争が始まれば、挙国一致のスローガンの下、経済は軍事優先経済となり、軍需産業に国の財政が注がれる。
- 他方で、介護、年金、教育、医療、生活保護等、市民が必要とするサービスが後回しになり、社会保障費は削減、福祉が後退する。生活物資よりも軍事物資が優先。
- 国と癒着した軍需産業だけが栄える。
- その反面、財源の多くは国民一般から徴収する税による部分が大きいいため、富の分配において不公平な社会となる。

64

64

安倍政権下で急増する軍事費



65

民間企業や市民の軍事徴用

- 戦争に勝つために必要と判断されれば、民間企業、市民が軍に動員されるのが戦争である。医療、建築・土木、運輸(自動車・鉄道、船舶、航空機)、武器修理などの技術者、IT技術者等が、平時から準備、訓練させられ、必要とあらば戦地に赴くことが強いられる。
- 攻撃目標とされる。

67

67

軍産複合体

アイゼンハワー大統領退任演説(1961年)



「軍産複合体が、意識的にであれ無意識的にであれ、不当な勢力を獲得しないよう、我々としては警戒していなければならない。この勢力が誤って台頭し、破滅的な力をふるう可能性は、現に存在しているし、将来も存続し続ける」

NHK「アメリカはなぜ戦うのか」より

66

民間徴用船

米軍の攻撃でひとたまりなく破壊された漁船



1941年から終戦まで100トン以上の大型船が3575隻、100トン以下の小型輸送船が2070隻、小型漁船が1595隻が徴用

神奈川新聞「漁師たちの戦争 徴用船の悲劇」より

68

差別、弾圧、格差の蔓延(社会の分断)

「我が闘争」(ヒトラー)

民族主義国家は、人種を一般生活の中心に置かねばならない。
民族主義国家は、人種の純粋保持に努めなければならない。

- 1939年8月 安楽死殺害政策実施
 - － 不治の患者、遺伝病患者、心身障害者など国の戦争遂行に支障をきたすとみなした者を組織的に抹殺する作戦。
 - － 精神科医の協力のもとで準備され実行される。
 - － ドイツ国内だけでも21万6000人が犠牲。

- ここで培われた殺人技術がホロコーストへ引き継がれる。

戦争は差別と弾圧とともにやってくる。

69

69

力による支配の正当化

- 戦争は力、暴力を通じて勝つことを目標とする。そのことが、社会の雰囲気も変えていく。
- 家庭内暴力(DV)やパワハラ、ヘイトスピーチが蔓延するおそれ。
- 敵を作って相手を打ち負かすことをよしとする社会。
- やさしさ、おもいやり、共存、多様性とは逆方向の社会に変わっていく。
- 戦争は、人を手段・道具として扱う。したがって、社会でも、人が手段・道具として使われることを正当化していく。
- たとえば、長時間労働の強制、接客における理不尽、休日を取りにくい社会、頑張り続けること自体が美德とされる社会へと変化していく。

70

70

国民は支配される客体へ

- 本来、国民のものであるはずの国の情報が秘密にされ、国民が知り得なくなる秘密保護法。
- 逆に、国民のプライバシー情報は国家に吸い上げられるマイナンバー。
- 国にとって都合の悪い者を、早期に芽を摘んでおくための共謀罪。
- これらによって、国民は統治の主体から統治の客体へとしめられてしまう。

国民が主体的な主権者ではなくなる

71

71

私たちはなぜ戦争を許さないのか

日本の国柄を変えてしまう

72

72

日本の国柄を変えてしまう

- 国防国家への変貌
- 平和国家としてのブランドを失う
- 米軍の下請けとして日本の若者が犠牲に
- 武力攻撃、テロ等の標的になる
- 沖縄への弾圧、差別、無視と国家の分断

73

73

平和国家としてのブランドを失う

- 戦力の不保持、交戦権の否認、集団的自衛権の不行使など、平和主義を支える日本国憲法の理念は、平和国家としての日本のブランドであり、日本は平和的外交を世界に広める重要な役割を果たしてきた。
- 武器輸出三原則も非核三原則と並び、憲法9条の精神に則った日本の基本的外交方針であり、平和国家としてのブランドを支えてきた。

75

75

国防国家 自由が抑圧された社会

- 国防に強い正当性が与えられる。
 - 自衛隊の活動範囲の拡張、防衛費の増加、軍需産業の育成、武器輸出の推進、自衛官募集の強化、国防意識の教育現場での強制、学問・技術の協力要請等、高度国防国家へと進むことになる。
 - 人権制約の根拠として国防が大手を振るうことになる。
- 戦前の高度国防国家
 - 2.26事件を契機として日本は高度国防国家をめざして邁進
 - 高度国防国家とは、国防を国家の至上目的とし、国内体制をこれに適應させ、国家、国民の総力をこれに集中した国家をさす。治安維持法による思想言論弾圧、皇民化教育による神権的国体思想の思想統一、軍機保護法(1937年改正)による情報統制などで高度国防国家をめざす。国家総動員法(1938年)、大政翼賛会(1940年)で完成型に近づく。

74

74

- 戦争する国になると、国際社会からの日本と日本人への見方が変わってしまう。
- たとえば、紛争地域でのNGOの国際貢献が困難になる。
- こうして、戦争をする国になることにより、日本の平和国家ブランドの価値が下がることは、ひいては国益を損ねることになる。

76

76

本来、憲法が予定する国際貢献は

- 核廃絶と軍縮の内外での積極的推進
→核・生物・化学兵器の全面禁止など
 - 紛争後の復興支援
 - 武装解除、インフラ整備、農業支援、産業支援、財政援助、教育支援、法整備支援他
 - 紛争の原因除去のための積極的活動
 - 飢餓、貧困、疾病、災害、人権侵害、環境破壊、経済と教育の格差といった構造的暴力をなくすために、国際社会において積極的な役割を果たす(人間の安全保障の推進)。
- 軍事力だけが国際貢献ではない。
開発援助・復興支援・災害救助など日本の得意な分野があるはず。非核と軍縮の積極的推進も重要。

77

兵士が人でなくなる

- アメリカ海兵隊の新兵訓練の目的は、「人を殺せるようにすること」
 - 第二次世界大戦で、見える敵への発砲率が15～20%に過ぎなかったことの衝撃から訓練を見直す。
- 98%の人間は人を殺せないが、人を殺すことに対する心理的なバリアーを除く教育が必要(同種殺しの抵抗感の除去)。
- 12週間の訓練の後、3ヶ月の実戦的訓練を積んだだけでイラク、アフガンの戦場に送られる。
- 殺人を任務とする、人を殺せる人間に作られていく。

79

79

米軍の下請けとして日本の若者が犠牲に

- 米国から有事のみならず平時から軍事的な協調行動をとること(「切れ目のない対応」)、周辺国有事の際に、地域を限定せず、地球の裏側までも国際貢献の名の下に、米軍の後方支援をすることが求められる。
- 米軍との軍事的一体性が加速していく。
- 自衛隊は米軍の下請け(米軍の補完部隊)組織になり、米国の国益のために、日本の若者が犠牲になっていく。

78

78

アメリカ帰還兵の現実

- 貧困層、仕事がない若者が軍隊に入らざるを得ない厳しい現実(経済的徴兵制)。
- 本当は大学に行きたかった(新兵の奨学金希望者85%)。その学費を奨学金で得たかったのに、実際には帰国後はそうした意欲も失われる(卒業できるのは15%)。
- 戦死者以上の帰還兵の自殺者
- 麻薬、犯罪、貧困に苦しむ。
- PTSD、うつ病に苦しみ続けている。

80

80

日本の自衛隊員は？

- 日本においても、イラク支援のため、2003年から2009年までの5年間で、延べ約1万人の自衛隊員が派遣された。イラクから帰還後に28人の自衛隊員が自殺した（NHK「クローズアップ現代」の「イラク派遣 10年の真実」2014/4/16放送）。自殺にいたらないまでも、PTSDによる睡眠障害、ストレス障害に苦しむ隊員は全体の1割から3割にのぼるとされる。非戦闘地帯にいて、戦闘に直接かわらなかった隊員にすらこのような影響が出ているのである。そして日本では、そうした隊員に対する支援のシステムができていない。

81

81

戦争とは最大の人権侵害であり
最大の環境破壊である。

武器生産による利益獲得
戦争による経済発展は

持続可能な発展とは到底いえない

83

83

世界(地球)への悪影響

- 北東アジアを含めた世界平和への貢献が困難になる。
- 人間の安全保障への貢献が困難になる。
- 非核、軍縮、平和構築、地球環境への貢献が困難になる。

憲法9条を持つ日本は、SDGsを先取りしているのであるから、本来、これらの点でリーダーシップを取れるし、取るべき立場

82

82

個別的自衛権行使、自衛戦争限定 であればよいのか

- こうした危険は個別的自衛権行使、自衛戦争を肯定するために、正規の軍隊を持った場合には、同様に生じるものと覚悟しておくべき。
- 戦争を肯定する以上は、個人に甚大な害を及ぼし、社会を劣化させ、日本国の価値を貶め、さらに世界(地球)への負の影響は限りなく大きい。
- よって、こうしたリスクを受け入れる覚悟がないのであれば、非軍事中立をめざすことが最も現実的な選択ではないか。

84

84

軍隊は国民を守らない

- これは軍事の常識
- 軍隊は何を守るのかと言い換えるなら、その答えは国民の生命・財産ではありません。それらを守るのは警察や消防の仕事であって軍隊の「本来任務」ではないのです。(潮匡人「常識としての軍事学」)

85

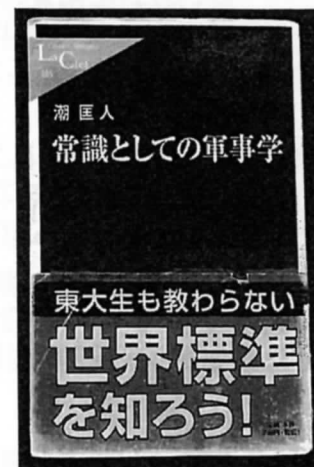
85

市民社会とは異質な軍隊

- 軍隊の価値原理は本質的に市民社会の価値原理(個人の尊重、人権尊重、民主主義)とは相いれない。
 - 軍隊では、個人よりも組織を重視し、各人の主体性よりも命令に服従することが不可欠とされ、命と人権を尊重する市民社会と異なり、命を奪い人権を否定することに価値を置く。
- 憲法で軍隊をコントロールするということは、憲法の中に相いれない異質の原理を包摂せざるを得ず、憲法の中に全く異なる価値体系が混在することを意味する。
 - 政治をコントロールする憲法(政治憲法)と軍事をコントロールする憲法(軍事憲法)が併存するため、両者は常に緊張関係にあり、現実の力関係によって揺れ動くことになる。
 - 軍事力を憲法でコントロールしうることが当然の前提にすること自体を現実的に即して疑ってみるべきではないか。

87

87



86

86

今こそ、冷静さが必要

- 戦争の悲惨な現実を知ること。
- しっかりと想像力を働かせること。
 - 映画やゲームのようにカッコいいものなんかではない。残酷で、無残で、悲しいだけ。
- 耐えがたい苦痛を家族や友人にもたらす。
- 武力行使によってさらに重大な問題を引き起こす。
- 軍事力によっては、問題は解決できない。

どんな理由があっても、戦争という手段では何も解決しない。

88

88

私たちは何をめざすべきか

- 戦争と日本の現実を知り、リアルに考えること
 - －身の丈にあった国民が幸福な国づくり
 - －軍縮・米国依存脱却→軍事中立→非軍事中立へ
- 米国との軍事同盟に過度に依存するのではなく、敵を作らない軍事的な中立国家をめざす。
 - －日米地位協定改定、安保条約廃棄から平和条約へ
- 自衛隊の軍事力縮減・役割変更と平和省創設
 - －自衛隊の国際災害救助隊、国境警備隊、国連警察への分割改組と、真の積極的平和主義の実践
- 東アジア共同体創設に向けての外交努力

89

89

「安保法制違憲訴訟」について

90

90

訴訟の意義

- 立憲主義と平和主義を護る闘い
 - －政権によるあらゆる憲法破壊を許さない。
 - 憲法価値(立憲主義・平和主義・民主主義)を司法のルートを通じて、市民が主体的に行動して護る。
 - 政治部門の暴走を止める役割を司法に果たさせる。
- 具体的な被害の救済
 - 閣議決定と立法行為による平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害で受けた損害
 - 平和を望む市民・親、戦争被害者、自衛官の家族、被爆者、基地周辺住民、原発技術者、平和活動家、ジャーナリスト、交通運輸労働者等、宗教者、教育関係者他
- 市民運動との連携
 - －憲法9条改悪を許さない。

91

安保法制違憲訴訟～全国の状況

- 提訴状況
 - －計22地域 25裁判
 - 東京(国賠3次、差止)、福島(3次)、高知、大阪(2次)、長崎(2次)、岡山(2次)、埼玉(3次)、長野(2次)、東京・女の会(2次)、神奈川(2次)、広島(2次)、福岡(国賠3次、差止2次)、京都(2次)、山口(2次)、大分(2次)、北海道・札幌(4次)、宮崎(3次)、群馬(2次)、北海道・釧路(2次)、鹿児島(3次)、沖縄(2次)、山梨、愛知(2次) ※提訴順
- 提訴人数
 - －原告:7704名、代理人:1685名
- 東京の裁判状況
 - －国賠(判決)・・・2019/11/7 *原告敗訴のため控訴
 - －差止(判決)・・・2020/3/13 *弁論再開申し立て中
- 全国の裁判状況

	札幌	東京・国	大阪	東京・差	沖縄	高知	群馬
判決	2019/4/22	2019/11/7	2020/1/28	2020/3/13	2020/4/16	2020/3/24	2020/5/27
	原告敗訴	原告敗訴	原告敗訴				

92

これまでの地裁判決の共通点

- 原告の主張は、立法行為によって法的保護されるべき利益でなく、侵害もない。
- 付随的違憲審査制なので憲法判断に入る必要がない。
- 統治行為には触れていない。
- 事実や主張の整理が極めて杜撰。
- 平和のとらえ方が誤り。
- 一貫して憲法判断を避けて、事件を矮小化しようとしている。

93

93

権力分立に関して

- いかに権力分立を機能させるかが重要。
- 権力に関しては疑うこと、猜疑が重要。
 - 「人間の一番の快樂は人を支配することだ」
ルソー
 - 「信頼はどこまでも専制の親である。自由な政府は信頼ではなく、猜疑に基づいて建設される」
ジェファースン

95

ガバナンスの基本

それは、権力分立

権力の抑制と均衡

相互監視システムと情報公開

記録の保存と事後検証

人事権の掌握とその監視監督

強い者は監視されるべきである。

これが民主主義の基本

権力は集中すると腐敗する。

絶対的な権力は絶対に腐敗する。

94

94

国のガバナンスを機能させる

- 権力分立を復活させること。
 - 政権交代と司法の独立
- 政権交代のために野党共闘を支援すること
- 裁判官が、政治部門への忖度ではなく、裁判官としての良心と憲法にのみ従って判断すること、すなわち裁判官の職責を果たすこと。
- 裁判官を市民が後押しすること。

96

96

最後に

97

97

「壁の向こうに友人、理解者、仲間を作れば、壁は壁でなくなる。」

(ダニーロ・ドルチ)

壁は物理的なものではなく、

私たちの意識の問題なんだ

99

今後の選挙や国民投票で重要なこと

- 萎縮しないで、声をあげる。
 - 家庭、職場、学校、地域で話題にし続ける。
- 権力の私物化は許されないという大義
 - 自衛官への感謝。だからこそ戦地で死んでほしくない。
- 想像力(イマジネーション)
 - 戦争の悲惨さへの想像力
 - 慎重すぎるくらいがちょうどいい。
 - 自分の生活がどう変わるかへの想像力
 - 今こそ、歴史から学ぶ勇気と誇り

憲法を生活
や仕事の中
で活用する

98

98

Thomas Mann

真の教養とは、

人間は戦争してはいけないと
信じること

自国のことのみを考えるのではなく、

他国のことも深く理解すること

100

- 戦争は、個人に甚大な害を及ぼし、社会を劣化させ、日本国の価値を貶め、さらに世界（地球）への負の影響は限りなく大きい。それ故、私は戦争を絶対に許さない。

－歴史の中で、憲法9条の意義を再度、確認する必要がある。

－世界の中で、憲法9条の意義を再度、確認する必要がある。

知性と理性によって
現実的に考えることが重要

101

101

- 私たちは、殺し合うために生まれてきたのではない。人類の命の鎖を次につなげるために今、ここにいるはずである。
- 地球上の小さな存在である私たちには、大きな責任があると思う。
- こうした時代だからこそ、人類の進歩に貢献する憲法9条を実現する責任が、今を生きる私たちにはあるはずである。
- それを自覚し覚悟を決めて、一人ひとりがそれぞれの役割を果たすべきときではないだろうか。

102

102

こういう時代だからこそ、
今を生きる者としての責任を果たす

9条を持つ日本国憲法の下で生きる
国民・市民としての責任を果たす

103

103

ただ一人の人間の命は、
この地球上で一番豊かな人間の全財産よりも
100万倍も価値がある。

もし私たちが空想家のようなといわれるならば、
救いがたい理想主義者だといわれるならば、
できもしないことを考えているといわれるならば、
何千回でも答えよう
「その通りだ」と

チェ・ゲバラの言葉

104

最後に

- 1 明日の日本は今日の私たちが創る。
→今を変えれば未来を変えられる。
憲法の理想に現実を近づけることこそ必要。
- 2 今を生きる者としての責任を果たし誇りを持つ。
→憲法を知ってしまった者として今できることを。
市民として主体的に行動する。
- 3 Festina Lente (ゆっくりいそげ)
慌てず、焦らず、諦めず、
一歩一歩が大切。

105

105